

資料紹介

郵政資料館所蔵「網代乗物修理仕様并代金覚」

杉山 正司

はじめに

郵政第五分科会では、毎月研究会を開催して、郵政資料館所蔵資料の整理を兼ねて調査を行っている。郵政資料館には、一般には明治以降の郵便関係資料が収蔵されていると見られているが、実のところ近世交通史研究をする我々にとつての研究対象の宝庫である。収蔵資料は、江戸幕府道中奉行所資料をはじめ、明治以前の交通史関係資料が多く残されている。

小稿では、整理・調査過程で見つかった「乗物」に関連した史料を紹介する。本史料は、「乗物」、一般的には「駕籠」^①と呼ばれるが、この「乗物」の修理に関する文書である。

「乗物」に関しては、これまで江戸東京博物館において特別展「珠玉の輿」が開催され、展示及び図録^②により武家の「女乗物」の概要が紹介されている。また同展に関わった研究者の論考^③や修理報告^④などがあるが、近世の武家用の「乗物」の修理仕様に関する史料や論考は、管見の限りその存在を知らない。

この史料は、「乗物」に関しての細部の名称や構造などが明らかであり、史料を掲出して紹介するとともに、本史料の「乗物」について若干の私見を述べてみたい。

一 「網代乗物修理仕様并代金覚」

郵政資料館では、資料名を「網代乗物修理仕様并代金覚」^⑤として登録され、同一番号で二通が収められている。収集段階で既に共にあったとみられ、資料館には同時に収蔵されている。小稿では二通の史料を便宜的に「史料1」「史料2」として紹介する。

さて、この史料1・2とも「覚」で始まり、「御召御網代乗物 御修復売上 忝挺」と共通の内容である。年欠ではあるものの「戌十月晦日」付けとなり、差出人も「乗物屋音五郎」となっており、同日同人の手で作成されたとみられる。ただし宛所は「上」となっており不詳であるが、同時に収集された経緯などから、乗物修復依頼者は同一者と推測され、出所は同一と推定される。

次に、各史料についてみていきたい。(なお、仕様や乗物各部の用語については筆者の推測もあるので誤りや誤読を御容赦いただくとともに、大方の御教示を賜りたい。)

【史料1】(句読点筆者、以下同じ)

覚

一 御召御網代乗物

御修復 売上

忝挺

但し、御仕用右同断、但し、御家根御腰廻り
御金物ハ、色付直し、山殊小鉢ニて打立、此外
右之通り御仕立仕

一 御家根御日除黒らせ板ニてまき、日除ニて
六方角四方金物中金物共々、六方打立、
装束御紐浅黄綿打ニし仕

一 御家根御腰まき、桐油青染色ニて仕
一 御内、引莫しんきニて仕

代金(印)拾六両也

右之通り、糙ニ請取(印)仕候、以上

右之通り、入念出来可奉相納候、以上

戌

十月晦日

乗物屋

音五郎(印)

上

史料1は、修理仕様は後段で記載されることを断わり、主要修理箇所を
家(屋)根の周囲を中心に、金物の色付けを直し、山升小鉢で留めたとい
うものである。山升小鉢の詳細は不明であるが、頭が山形に盛りあがった
小鉢であろう。

修理の仕様については、屋根の日除けに黒のラシャに似た毛織物である
羅背板を巻き、六方角、すなわち周囲と天地の角部分に金物をあてて補強
した。装束紐は、窓に垂らす装飾の化粧紐であろうが浅黄色の綿を柔らか
くした紐とした。屋根の腰巻き部分に防水性の高い青染色の桐油を施した。
内部は、新規に莫塵を敷いたとある。

この修理は、屋根部分を中心となり、網代などの胴部分には手が及んで

いないが、金額は十六両である。

【史料2】

覚

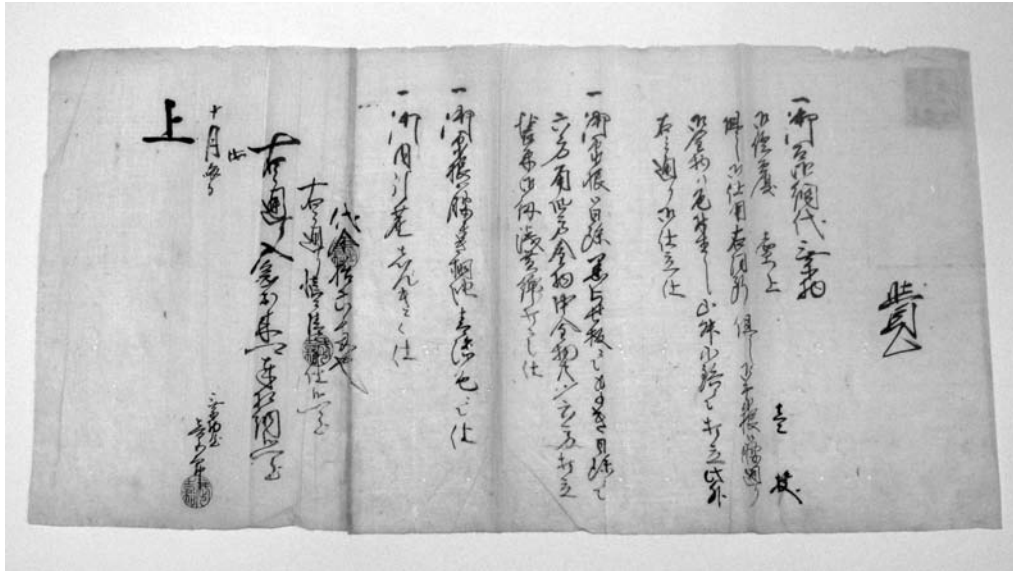
一 御召御網代乗物

御修覆売上

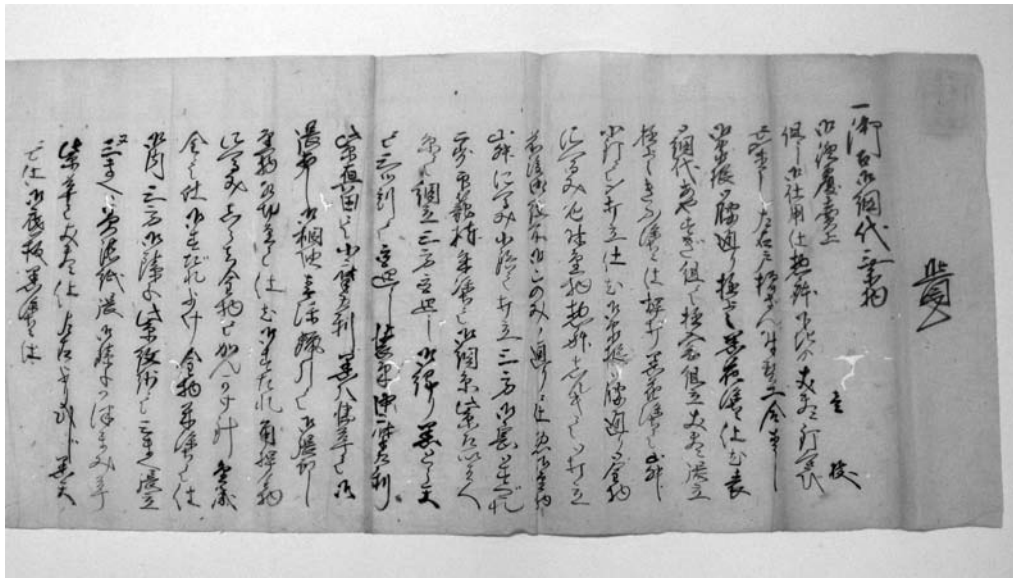
志挺

但し、御仕用仕、惣鉢下頃より丈夫ニ釘くさび
ニて直し、左右戸櫓ざん付替工合直し、
御家根御腰廻り、極上之黒花塗ニ仕、尤表
御網代あやすぎ組ニて極入念組立、丈夫ニ張立、
極上之きふ塗ニ仕、捍打黒花塗ニて山付、
小釘ニて打立仕、尤御家根腰廻りハ金物
にくるみ、色鉢金物惣鉢しんきニて御打立、
前後御紋前御このみノ通りニ仕、惣御金物
山鉢にくるみ、小鉢ニて打立、三方御窓はづれ、
二歩印籠棟朱塗ニて、御網糸紫たいはく
糸ニて網立、三方取廻し御縁り黒として
ニて三ツ刻ニて取廻し、装束中摩九利
紫真田ニて小摩九利、黒八幡草ニて御
張出し、御桐油青添蠟引ニて御張出し、
金物水切金ニて仕、尤御すたれ角捍金物
にくるみ、志ろき金物ニて加ん可け針、金減
金ニて仕、御すだれよけ金物米塗ニて仕、
御内三方御障子紫紋紗ニてミまへ張立、
又三まへ美濃紙張御障子御津まみ草
紫草ニて丈夫ニ仕、左右より式じ黒天
ニて仕、御底板黒塗ニ仕、

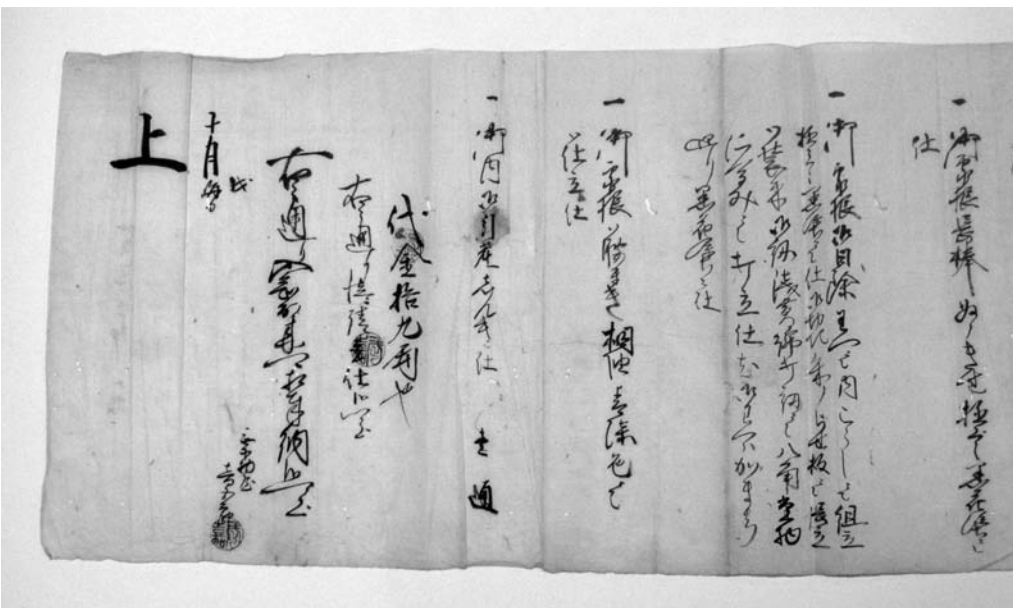
一 御家根長棒ぬノきせ、極上之黒花塗ニて
仕、



史料 1



史料 2-1



史料 2-2

一 御家根御日除黒にて内こらしにて組立、
極上之黒塗にて仕、御切地朱ノらせ板にて張立、
御装束御紋浅黄綿打初にて八角金物
にくるみにて打立仕、尤御黒ハかまら
廻り黒花塗二仕、

一 御家根御腰まき、桐油青染色にて
御仕立仕、

一 御内御引座志んき二仕、 壹通

代⑨金拾九兩也

右之通り、樋ニ請取⑩仕候、以上
右之通り、入念出来可相奉納候、以上

乗物屋

音五郎⑩

戊
十月晦日
上

史料2の「乗物」は、史料1と同一の網代乗物である。

内容を見ていくと、最初に乗物全体の下半分が緩んだために、釘や楔を打ち込んで締め直すと共に、引き戸の棧を取替て具合を直すことが記されている。次いで、史料1同様に、屋根の腰廻りに極上の光沢がある漆黒の黒花塗りを施す。網代についての仕様では、綾杉を組んで入念に仕上げ、極上のきふ（生？）漆塗りして、捍打は黒漆塗りで山付け（盛り上げ？）て小釘を打って留める。

屋根の縁周りは金物をあてて補強し、色付けの金物は新規に作成して、本体の前後に取り付ける家紋は注文通りとして陽刻して小鋸で留めた。前方と左右の窓は外れるようにして、印籠棟を朱塗りとして窓枠にめぐらす網糸は紫色の糸を編んで、三方とも縁を黒とした。

「まくり」は書画などが未表装の状態をさすので、内部の装飾ではないかとも推測するが不明で、記述の流れから紫色の真田紐や黒八幡草（ユキノシタ科）などが張り出すことから引戸窓の装飾の可能性もある。御桐油青添蠟引は防水材で、金物も水切れの金具としている。窓の簾は角捍金物をあてて、白い金に金メッキし、簾を留める金物も朱塗りとした。内部三方の障子は、周囲に紫紋紗ヲ張立て、美濃紙を貼って、取っ手の紐は紫草を丈夫に編んで取り付けた。底板は、黒塗りとした。

屋根上の担ぎ棒には、下地に布を着せて極上の黒漆塗りを施した。後述するが、屋根の長棒は、江戸市中では許されない黒漆塗であることから、参観交代時の道中用であることが推測される。

屋根の日除けは、内側に意匠を凝らして極上の黒漆として、裂地は朱の羅背板を張り、御装束御紋（紋所）は浅黄色の綿打ちにしたものを八角の金物でくるんで取り付けた。外枠は、黒漆塗りとした。

屋根の腰巻きには、防水加工として青染色の桐油を施した。内部には、新規に莫塵を敷いたというもので、修理代金は、十九兩である。

史料1の「乗物」より全般的な修理の感がある。担ぎ棒、屋根、日除け、引戸や窓、腰廻り、網代などで、底部以外は全て手が入っているように見え、前者とはわずか三兩の違いと思えない修理仕様である。

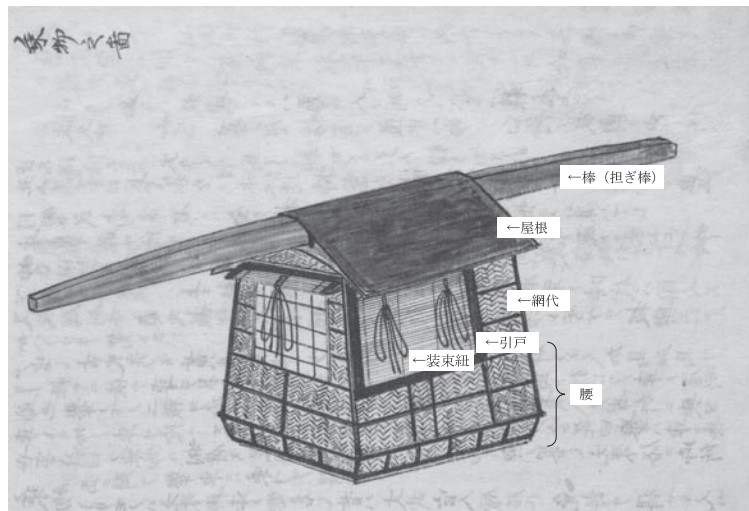
二 網代乗物

ここで改めて、史料の「網代乗物」について整理しておきたい。

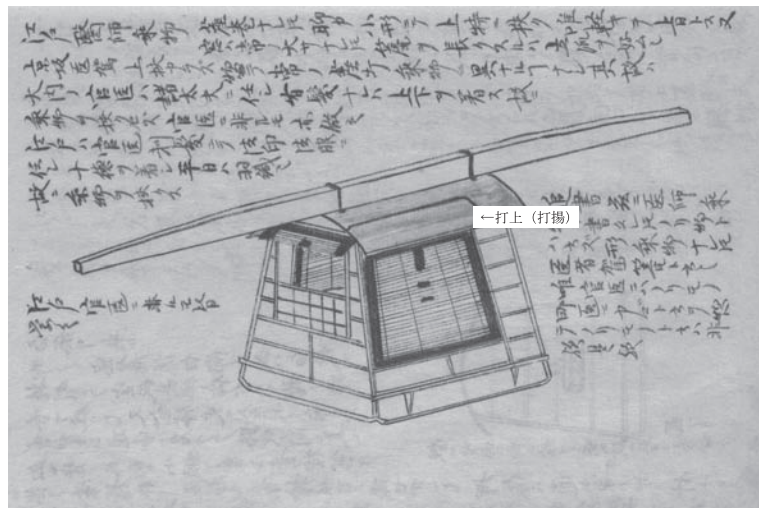
まず『和漢三才図会』には、車、輿、駕籠が乗用具として掲げられ、駕籠には籃輿（かこ）と乗物があるとしている。「籃輿而賤民常用之駕籠也」とあり、籃輿は庶民の乗用具であるとしている。

乗物は、「其周匝裹用備州莞筵令、武家僧医及婦女所乗用也、民俗不許乗之」とあり、その周囲は備州の筵で包まれ、武家・僧・医師・女性が乗るもので、庶民は乗ることが許されないという。

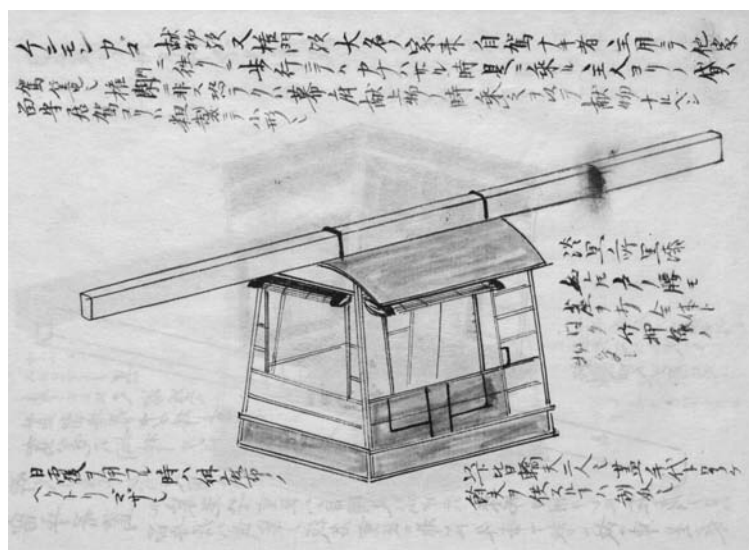
『守貞謄稿』（国立国会図書館蔵）に収載された「駕車」の項には、車・輿に次いで「乗物」が出ている。「乗物」の種別は、大別して乗物・輪王



『守貞謄稿』後集卷3-4、乗物之図 (国立国会図書館蔵)



『守貞謄稿』後集卷3-4、江戸医師乗物 (国立国会図書館蔵)



『守貞謄稿』後集卷3-4、権門駕籠 (国立国会図書館蔵)
大名の家来が、他用に主人から貸し与えられた駕籠。『守貞謄稿』では、幕府献上物がある時に利用したのではないかとしている。



嶋田：河原に乗物が置かれている。土手近くは駕籠か。



金谷：人足にかつがれて渡河する乗物。



関：本陣玄関式台に白木の担ぎ棒の乗物が見える。



京師：画面左端に白木の担木棒の乗物が見える。

歌川広重画（保永堂版）「東海道五拾三次」
(郵政資料館蔵)

寺法親王所用乗物・江戸医師乗物・大坂市民葬式用乗物・女乗物の五種類である。二番目に挙げられた輪王寺法親王所用乗物は、「乗物」の前方部に膨らみを付けたもので、筆頭の「乗物」と同等に分類してよい。さて、ここにあげられた乗物で、「網代乗物」と呼ばれるのは、第一の「乗物」に分類される。『和漢三才図会』、『守貞謾稿』ともに「乗物」は武家用であり、特に後者では網代仕上げであることが記されている。次に『守貞謾稿』に記載された乗物の仕様をみていきたい。「乗物、將軍家は溜塗、惣網代、棒黒塗」とあり、將軍家は溜塗りの惣網代仕上げ、担ぎ棒は黒塗りといいものである。溜塗りは、朱漆などの下塗りの上に透漆で上塗りをしたもので、下の網代の地が透けて見える技法である。

公家や官僧も位階を問わず惣網代で棒黒塗であるが、溜塗りではなく朱漆を専らとし、黄漆も用いるという。大名の乗物は、参観交代などの道中では惣網代、溜塗、棒黒塗を用いる

者もあるが、江戸では許されない。打上腰網代を最上として、腰網代、腰黒、蔭巻の序列がある。

打上腰網代乗物とは、屋根の庇が全部、あるいは一部が乗降しやすいように蝶番で上方に開放出来るようになっていて、引戸から下の腰部分の網代黒塗りととなっている。

腰網代乗物は、打上機能を持たない腰部分の網代黒塗塗り。

腰黒は、引戸から下の腰部分を黒塗塗り。

蔭巻は、周囲を蔭巻で巻いたもの。

さらに「武家在府用打上以下並二棒素ナリ」とあり、江戸市中では白木の担ぎ棒を用いることとされており、松平越中守のみ特に黒塗棒を使うことを許されたという。このため大名は、参観交代の道中において黒塗塗りの担ぎ棒を使用したという。ちなみに、歌川広重の「東海道五拾三次」には規定通りの白木の担ぎ棒の乗物が描かれている。

三 網代乗物の乗用者規定

さて、この網代乗物について、『徳川実紀』⁽⁷⁾に次のような記事がある。安永三年十二月「廿九日令せられしは。万石以上轎制。打揚腰網代は。国持。溜詰。三家の諸流。越前家のみ用ひ来り。その外新たに用るはいふ迄もなし。たとひむかし用ひしも。中頃より絶たるは。向後用ゆべからず。はた打揚腰あじろに見まがふやうに造りなせる轎もちゆべからず。」とある。この「轎」は、駕籠・乗物をいい、この時に乗物に関する轎制が始まり、これを受けて網代乗物や打揚乗物が乗用できる大名について、次のような法令が出されている。

「天明御触書集成」⁽⁸⁾では、安永五年（一七七六）二月に打揚腰網代乗物二十人⁽⁹⁾、腰網代ではない打揚乗物九人、どちらか一方が打揚となつて腰網代乗物四人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家と規定されている。

「憲教類典」⁽¹⁰⁾にも、同年同月二十九日付けでほぼ同様の記載があるが、打揚腰網代乗物二十一人、腰網代ではない打揚乗物九人、どちらか一方が打揚となつて腰網代乗物四人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家となつている。

「諸家家格儀式書留」⁽¹¹⁾には、文政十一年（一八二八）以降、打揚腰網代乗物十九人、腰網代ではない打揚乗物十三人、どちらか一方が打揚となつて腰網代乗物三人、打揚ではないが腰網代乗物一人の伊達遠江守家とある。さらに規定以外であるが、古来から松平下総守も網代乗物を許されている。史料では「往古」とあり、安永時の史料には名前の記載がないことから、安永五年（一七七六）以後の許可であろう。

このいずれの記録からも、網代乗物が、大名には「腰網代乗物」に限定され、特定の大名とその世子に限られていることがわかる。ただ、「天明御触書集成」と「憲教類典」は、同年代資料だが大名数が異なり、また後の「諸家家格儀式書留」では、大名の異同がある。この三点の記載内容の異同を表にしたものを次頁に提出した。なお、史料の記載順は、便宜的に

見易いように配列を変えている。

この表から分かることは、「網代乗物」は、親藩、御連枝、松平賜姓の有力外様大名、大名ではないものの大名格とされた旧家に限られていることである。

家として認められることが通例なのであるが、世子は当主となる前提として認められているので除外しても、十八人の異同がある。時として一代限りで認められていることもあることがわかる。何故、一代限りの許可であるかは、諸家譜などからは判然としないが、將軍や幕府への貢献が多ということなのであろうか。

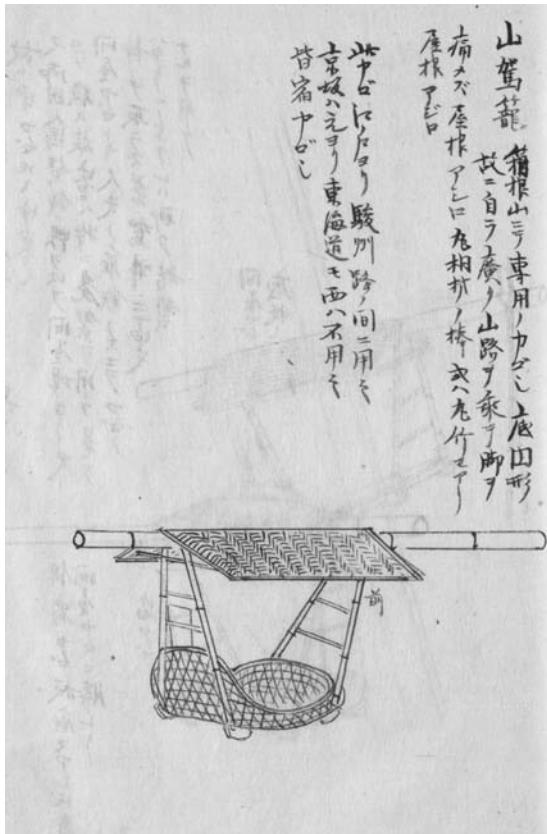
このように「網代乗物」の使用は、特権的なものであったことは押さえておきたい。

ところで、修理代金の十六両と十九両というのは安いのだろうか。高いのだろうか。

中山道関ヶ原宿の天保八年（一八三七）の「宿賄諸入用勘定帳」⁽¹²⁾に、「宿駕籠并桐油桃灯新調・直し手間代とも」として金五両二分二朱と銭三三八文とある。次いで天保十二年（一八四一）の「宿賄諸入用勘定帳」⁽¹³⁾でも、同じく「宿駕籠并桐油桃灯新調・直し手間代とも」として金九両二分二朱と銭四七三文とある。

宿駕籠は、竹と木で作られた簡素なものであり、桐油と提灯の新調と修理の手間代も含まれているので、史料1・2の上等な乗物とは単純に比較することは難しい。あえて比較するならば、この数字からみると、史料1の比較的軽易と思われる修理であっても、天保八年時には宿駕籠を三挺新調でき、史料2でも同十二年時には二挺が新調できる金額であったことになる。

余談ではあるが、修理と新調という差も考慮しなければならないものの、一人の人間が乗る同じ移道具として、その金額差を考えて現代に置き換えてみると、乗用車における最高級車あるいは欧米車と軽自動車以上の格差が想像されるのではないだろうか。



『守貞謄稿』後集卷3-4 山駕籠 (国立国会図書館蔵)



『守貞謄稿』後集卷3-4 宿駕籠 (国立国会図書館蔵)

むすび — 使用者は誰か? —

ここまで網代乗物について整理したが、今回紹介した史料の網代乗物の使用者の身分が僅かではあるが推測できた。

史料1は、漆の色などが詳細ではなく、網代乗物であることは確かであるが、修理も簡略であることから仕様が詳らかではない。わずかな手掛かりとして屋根が黒色の羅背板であることから、將軍はもとより公家や官僧用の乗物ではない。大名であることが考えられる。

史料2は、塗りは黒花塗、すなわち黒漆塗であることから、史料1同様に將軍家や公家・官僧ではなく大名であることがわかる。前後に家紋を付し、簾のほかに三方に美濃紙の障子をつける。但し、打上か否かが記されていないので、具体的な大名家や家格等は残念ながら不明である。

ただ、打揚乗物はその大きな特徴であり、この部分は引戸以上に稼働率が高く、修理を必要とする箇所であるにもかかわらず、史料1・史料2ともに仕様に記載されていない。このことは、打揚乗物ではないと推測していいのではないだろうか。

そう考えると打揚ではない腰網代乗物が認められているのは、宇和島藩主の伊達遠江守ないし忍藩主の松平下総守の二家に限られてくる。松平下総守が、許可された「往古」が何時からなのか、また今回の史料の年代が明らかであれば進んだ特定が可能であるが、いずれも詳らかではないのが残念である。

いずれにせよ、資料の網代乗物の使用者は、伊達遠江守家か松平下総守家のいずれかである可能性は大きく、特に史料2は担ぎ棒が黒漆塗りであることから、参観交代時の道中用乗物であったと考えてよいであろう。

本稿は乗物修理に関する史料紹介を目的としたが、筆者の力不足から仕様様の詳細にまで言及することができず、使用者の推定にとどまってしまう。今後、郵政資料館所蔵資料の調査の過程で、乗物に関する史料が発見されることを期待したい。

最後になりましたが、本稿を記すにあたって御教示をいただいた第五分

科会主查山本光正先生に、深甚なる御礼を申し上げます。

註

- (1) 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』(一九七四年 臨川書店再刊)では、「網代乗物」の存在は記しているものの、「乗物」を駕籠乗物と総称しており、「乗物」についての定義が曖昧である。また櫻井芳明『ものと人間の文化史141 駕籠』(二〇〇七年 法政大学出版局)では、「乗物」は引戸のあるもの、「駕籠」は引戸のない簡素なもので、種類によっては外見や内部造作は紛らわしい場合もありとしており、同書では「乗物」を「駕籠」として呼んでいる。日高慎吾『女乗物とその発生経緯と裝飾性』(二〇〇八年 東海大学出版会)では、発生の起源が異なり、使用者と裝飾性から分類すれば、支配者層が用いるのが「乗物」、被支配者層が用いるのが「駕籠」である。場合によっては、乗物の方が質素で、駕籠の方が良品の場合があるとしている。
- (2) 江戸東京博物館開館十五周年記念特別展「珠玉の輿〜江戸と乗物〜」二〇〇八年
- (3) 日高慎吾『女乗物とその発生経緯と裝飾性』二〇〇八年 東海大学出版会
- (4) 室瀬和美「江戸東京博物館蔵 梨子地葵紋散松菱梅花唐草文様蒔絵女乗物の保存修復について」(東京都江戸東京博物館研究報告 第六号所収) 二〇〇一年 江戸東京博物館 資料番号1991-361。
- (5) 歌川広重画の保栄堂版「東海道五拾三次」では、小田原・嶋田・金谷・岡崎・関・京師に参勤交代道中の乗物が描かれている。絵からは網代かどうか判然としないが、塗り分けが無いので網代ではない可能性が高い。なお、担ぎ棒は規定の白木のようなものである。
- (7) 『浚明院殿御実紀』卷三十 安永三年十二月廿九日条
- (8) 『天明御触書集成』所収 一八一〇号 安永五年二月 本来「・家」とすべきであるが、一家で当主と世子あるいは先代が認められている家があるので、ここでは「・人」とした。
- (10) 「憲教類典」二之大名の安永三年十二月七日条にもある(『古事類苑』器用部三十 駕籠所収)
- (11) 東京都江戸東京博物館所蔵「諸家家格儀式書留」(資料番号91211840)
- (12) 『関ヶ原町史』史料編三 宿駅関係(一九七八年 関ヶ原町)所収 第五四号文書
- (13) 同前 第五四ノ二号文書
- (すぎやま まさし 埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹)